

## 輸出許可申請

輸出しようとする貨物の該当項番が確定したら、必要に応じて輸出許可を申請します。「必要に応じて」と簡単に書きましたが、該当であればまず特例の適用可否を検討します。便利な特例として「小額特例」というものがあり、該当品であっても基準額に満たない小額のときは許可を必要としません。特例に合致しない場合は経済産業省に対して許可申請することとなります。申請に必要な書類は、項番と仕向け先の組み合わせにより決まります。このあたりのルールは複雑ですが、一例を見ましょう。

<例> 省令第2条2項九号ハ該当のポンプを台湾に向けて輸出する場合

内部がフッ素樹脂でコーティングされたポンプは半導体産業で一般的に用いられます。また、現在の台湾は半導体製造の一大基地であり、日本から本号該当のポンプを台湾に向け輸出することは相当頻度で発生します。この場合の提出書類は以下のとおりです。

・ 輸出許可申請書	正副2通
・ 輸出許可申請内容明細書	1通
・ 契約書	原本および写し1通
・ 該非判定書	1通
・ 該非判定を裏付ける仕様書等	1通
・ 需要者の概略説明書	1通
・ 需要者の誓約書	1通
・ 輸出者の誓約書	1通
・ 台湾当局発行の証明書	1通

用意すべき書類は複雑ですが、輸出先が北朝鮮等ブラック国である、荷受人が問題企業である、項番が上位（1～3の2）である等特殊な条件が無い限り、ほぼ許可になります。

ほぼ許可になるのですが、許可申請書類を整えるのに最低でも1週間、さらに申請してから許可を得るまでに2～3週間を必要とするので、今必要な輸出にすぐに対応することができません。時間的に十分な余裕をもって申請手続きを進めることが重要です。また、許可・不許可の基準が明記されていて、基準を満たした申請はすべて許可になるという類の処分ではないので、申請者としては当然許可になると考えていても、不許可処分となることがあり得ます。輸出を伴う契約においては、取引の安全のため、一定の留保を付する方が良いでしょう。